



民事信託活用報

CIVILE TRUSTS BULLETIN FOR MEMBERS

2023年1月第4号

NPO 法人民事信託普及協会 | NPO 法人しらかみ終活相談所

不定期発行

この号の内容

- 1 はじめに
- 2 任意後見契約と生前事務委任契約
- 3 認知症に備える任意後見契約
- 4 預金者の認知症に対する銀行の対応
- 5 全国銀行協会の発表
- 6 パートナシップ支援信託

— 2023年も充実したサービスを提供します —

ニュースレター読者からご提案を頂き、昨年に準備を進めてきた「無料電話相談窓口」の専用電話設置が終わり、今年は皆様が出かけることなく、ご自宅から終活相談ができるようになりました。また、これまでニュースレターでは、主に民事信託の活用方法や関連情報の提供を行ってききましたが、民事信託の各種情報に加え、積み上げてきた終活相談の実例、対処・対策の実例なども紹介することと致しました。本年もご支援、ご協力を何とぞよろしくお願い致します。

任意後見契約と生前事務委任契約

認知症を罹患する高齢者が年々増加している中、しらかみ終活相談所でも、任意後見契約や生前事務委任契約の契約件数が増えてきています。今回は、この二つの契約の仕組み、メリットなどを紹介します。



身寄り無き老後
自分に代わって動いて。
「生前事務委任契約」

認知症にはなっていない高齢者でも、加齢に伴い体力や気力の衰えで、これまで自分で出来ていたことが、できなくなってきました。体力の衰えは回復が難しく、徐々に衰えは進み体況は固定化していきます。多くの高齢者は、皆さん同様に老いを迎えて、さまざまな不安を抱えるようになりますが、そのような方々が利用するのが「生前事務委任契約」です。

(続く)

(続き)

この契約では、受任者が委任者（相談者）の希望する代理事務を、委任者に代わって行います。代理事務の内容は公正証書（※）という契約書に定めます。概ね以下のような代理事務が定められます。

信代理事務契約は 公正証書で作成

- ①介護契約その他関連福祉サービス利用契約の締結、変更、支払いなど
- ②福祉関係施設への入所に関する契約の締結、変更、支払いなど
- ③医療機関並びに病院への入院に関する契約の締結、変更、支払いなど
- ④委任者に帰属する財産及びその果実の管理、保存
- ⑤金融機関との全ての取引
- ⑥定期的な支出を要する費用の支払い及びその手続き
- ⑦日常生活に必要な生活費の管理及び物品の購入等
- ⑧保険契約の締結、変更、解除、解約及び保険金の受領
- ⑨登記済権利証、実印・銀行印、印鑑登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード等の保管及び各種の手続き
- ⑩住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書、その他の行政機関の発行する各種証明書の請求及び受領

※公正証書とは、私人（個人又は会社その他の法人）からの嘱託により、公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書のことです。

認知症に備える任意後見契約

成年後見制度

《後見人は2種類》



法定後見人 任意後見人

どちらにも良い点あり

認知症になった場合、症状の軽いうちは家族が援助しながら、家族と一緒に生活を続けられますが、症状が進むと家族では支えきれなくなる場合があります。このような時は、認知症になった方の4親等以内の親族が家庭裁判所に後見人選任を申立てて、第三者に財産の管理や身上監護をお願いすることになります。この後見人のことを「法定後見人」と言います。

この法定後見人以外に、「任意後見人」という後見人もあります。こちらは、本人に判断力のあるときに、予め認知症になったときのために、本人の希望する人を後見人に決めておくことのできる仕組みです。

もし、そばに身寄りがない方の場合は、しらかみ終活相談所が任意後見人を受任することもできます。

生前事務委任契約と同様に、公正証書に抛り任意後見契約を締結します。生前事務委任契約と任意後見契約をセットとして締結することによって、相談者の安心感がより高くなります。

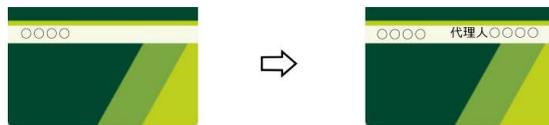
預金者の認知症に対する銀行の対応

ニュースレター第3号で、認知症になった方の、家族の暮らしを守る家族信託について紹介しました。その際に金融機関の預金は凍結状態になることについて触れました。ここでは、銀行の対応と預金者の講ずる対策について、さらに詳しく紹介します。

預金者が認知症になった場合の対応について、某銀行で確認したところ、「預金者の認知症が進行し、意思能力が著しく低下したと銀行が判断すると、取引は制限され、それ以降は預金者の財産を守るために、家族であっても出金ができなくなります」との回答を頂きました。

●代理人指名手続という対策

現実的には、キャッシュカードを使って、預金者の生活費や介護費用等の引き出しが行われることはよくあります。さらに、預金の代理人指名という手続きを行えば、預金者に代わって預金の引き出しを家族が行うことができます。



しかし、この代理人指名手続は預金者が入院等の事情により、銀行窓口で手続きが行えない場合に限られ、銀行は預金者が認知症であると判断したときは、代理人も出金は行えず、成年後見制度を利用して出金することとされています。※金融機関によって対応が異なる場合がありますので、それぞれの金融機関で確認してください。

●任意後見人契約という対策

前出の「任意後見契約」を締結していた場合は、任意後見人が法的手続き（任意後見監督人の選任申立）を行って、銀行に届け出ることで、預金の引き出しができるようになります。認知症になった預金者に対する銀行の対応は「後見人」という名称がポイントと言えそうです。

なお、筆者の担当した相談者の場合も、相談者本人の預金口座のある銀行の担当者に同行願って、入院中の本人の意思確認を行ったうえで、口座名義人の欄に「代理人OOOO」と追記し、筆者個人の印鑑で入出金を行ったケースがありました。つまり、代理人は第三者でも可能であるということになります。（生前事務委任契約を締結しています）

"認知症から資産を守る"
本人と家族を守るために



全国銀行協会の発表

2021年2月の全国銀行協会の発表により、今後は、親族による生活費、医療費用の支払いを行うための金融取引に限定し、一定のルールを規定して、容認される方向です。しかし、引き出した預金の使途の確認方法など、煩雑な手続きが必要になることが危惧されています。

金融資産の凍結は、認知症になった方の人権擁護の観点から、金融機関としては致しかたの無いことだと思われまます。したがって現行制度で対策を講じるとすれば、生前事務委任契約、任意後見契約、民事信託契約を上手に組み合わせ、本人と家族を守ることを検討してみる必要があるのではないのでしょうか。



パートナーシップ支援信託

婚姻関係にないパートナーを「婚姻に準ずる関係」と認め、支援する条例や要綱が各自治体で施行されています。パートナーが病気や介護状態になった時の支えあい、あるいは死亡時の財産の扱いにおけるトラブルを防ぐために、民事信託を活用する例が出てきました。次回のニュースレターで、その仕組みやスキームをご紹介します。

講習会、セミナー講師を引き受けています

民事信託普及協会では、しらかみ終活相談所と協働で、個別相談のほか、講習会やセミナーなどの講師を引受けています。自治会の集会など少数名の参加者にも対応していますので、是非お問合せください。

▷▷ **無料電話相談をご利用いただけます** ◁◁

電話番号 0186-84-8044

しらかみ終活相談所への終活相談。民事信託普及協会への民事信託コーディネーター資格取得関係の相談などにご利用ください。



NPO 法人民事信託普及協会

能代事業所 〒016-0862 秋田県能代市寿域長根 48-181
電話番号: 0185-74-6461 FAX: 050-3730-2788

北秋田事務所 〒018-4611 秋田県北秋田市阿仁水無上岱 64-2
電話番号: 0186-84-8044 FAX: 050-3730-2788

電子メール: office@shintaku-coordinate.org ▷▷ご意見、ご希望などお寄せください。



CIVILE TRUSTS 民事信託